平成２３年（フ）第５５４号
仙台市青葉区川平３丁目43番28号　サンガーデン光峰Ａ―101
破産者　阿部　篤志
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６９７号
仙台市若林区東七番丁22番地　ヴィアルＣｉｔｙ仙台710
破産者　亀井真理子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７６６号
仙台市太白区鈎取３丁目２―20　ハイライズ鈎取205号、住民票上の住所仙台市若林区沖野４丁目４番１―308号
破産者　佐々木広之
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８５０号
宮城県多賀城市留ケ谷３丁目18番11号　コーポ留ケ谷105号
破産者　鈴木　　締
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７１号
秋田県能代市住吉町１番６号
破産者　藤田　　肇
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２２年（フ）第３６８号
山形県西村山郡朝日町大字太郎925番地の３
破産者　長岡　和男
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８６号
山形県上山市十日町４番11号
破産者　石井　榮吉
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９６号
山形市宮町１丁目７番25号
破産者　秋葉　昭一
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第８２号
埼玉県児玉郡上里町大字七本木2611番地３　唐沢ハイツ102号
破産者　唐澤　大樹
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第１４３３号
横浜市都筑区すみれが丘32―１　グリーンパレスケント106号室、住民票上の住所横浜市鶴見区岸谷１丁目27番12号
破産者　有泉　利男
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１５号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3336番地　ハイツ十文字Ｂ―103
破産者　管原　俊夫
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２１６号
神奈川県三浦市南下浦町上宮田3336番地　ハイツ十文字Ｂ―103
破産者　管原　愛子
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２７２号
神奈川県逗子市沼間５丁目847番地の66
破産者　安藤　茂男
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２７３号
神奈川県逗子市沼間５丁目847番地の66
破産者　安藤　早苗
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第５４号
富山県高岡市大野255番地１　スプリングタクトⅡ104号、住民票上の住所富山県高岡市野村1516番地５
破産者　山下　　功
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第６３号
富山県高岡市戸出西部金屋307番地
破産者　高多　慎二
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第１０１０号
名古屋市港区港栄４丁目３番17号　都ビル築地404号
破産者　柴山　智尋
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１９３２号
愛知県春日井市大手田西町２丁目５番地８　株式会社フジタ春日井寮
破産者　ミニストップ大野木店こと　小嶋　亮介
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６１６３号
大阪市住吉区千躰２丁目４番28号　ふぁみーゆ沢ノ町203号、開始決定時の住所堺市堺区北清水町３丁５番21号　フジパレス北清水町Ⅱ番館203
破産者　倉橋　　利
1　決定年月日　平成23年12月15日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部